○厚生労働省告示第二百九十九号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十六年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十五万五千百円と定めるので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年九月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十五年十月一日から平成二十六年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十五年九月十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　けし耕作者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	一・〇〇アール
岡山県美作市	一・〇〇アール

二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・五九アール
東京都小平市	一・五〇アール
長崎県長崎市	〇・一〇アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	一・〇〇アール

○国土交通省告示第八百六十一号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第二条第三項の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条、第二十二条第一項、第三十四条第二項、第三十九条第三項、第四十一条、第五十三条第二項、第五十六条第三項及び第九十三条第二項中「津波」を「設計津波」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

○国土交通省告示第八百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

居頭沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽地内三等三角点大原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七四度二九分一四秒	一号
六一〇・六八三メートルの地点	
標柱一号から三〇九度四七分四九秒	二号
七八・七三六メートルの地点	
標柱二号から三五〇度四三分二八秒	三号
一四〇・六〇二メートルの地点	
標柱三号から三五七度〇分六秒	四号
一六四・五九〇メートルの地点	
標柱四号から三三八度三三分四八秒	五号
六八・三八五メートルの地点	
標柱五号から三二一度五三分五三秒	六号
五八・二九二メートルの地点	
標柱六号から三四九度一分三〇秒	七号
九一・六一六メートルの地点	
標柱七号から三三八度五分三八秒	八号
一九七・九九二メートルの地点	
標柱八号から三度一六分一七秒	九号
三四・五五六メートルの地点	
標柱九号から三一二度三六分四六秒	十号
一五一・四一六メートルの地点	
標柱十号から三〇一度五〇分一六秒	十一号
六七・一〇八メートルの地点	
標柱十一号から二五度一七分一五秒	十二号
四四・五一二メートルの地点	
標柱十二号から三一度五四分七秒	十三号
五九・二六〇メートルの地点	
標柱十三号から四五度〇分四二秒	十四号
一一三・八六一メートルの地点	
標柱十四号から一度一六分二三秒	十五号
五〇・三二一メートルの地点	
標柱十五号から一度五二分八秒	十六号
一〇二・九〇九メートルの地点	
標柱十六号から〇度〇分〇秒	十七号
八二・七三二メートルの地点	
標柱十七号から一二三度五五分一八秒	十八号
一〇六・四〇九メートルの地点	
標柱十八号から一三〇度四四分三二秒	十九号
五五・二四八メートルの地点	
標柱十九号から一三四度五九分一六秒	二十号
四六・五三三メートルの地点	
標柱二十号から一三九度六分五四秒	二十一号
一六六・二六二メートルの地点	
標柱二十一号から一六二度四二分二七秒	二十二号
五八・五〇九メートルの地点	
標柱二十二号から一六四度五三分一五秒	二十三号
二三八・二三八メートルの地点	
標柱二十三号から一六四度五六分三八秒	二十四号
一〇二・〇五三メートルの地点	
標柱二十四号から二一五度二四分三六秒	二十五号
四〇・六六一メートルの地点	
標柱二十五号から一六六度四八分一〇秒	二十六号
七八・一八五メートルの地点	
標柱二十六号から一六九度一分五九秒	二十七号
一六三・三七三メートルの地点	
標柱二十七号から一七九度四〇分三秒	二十八号
六三・七八二メートルの地点	
標柱二十八号から一八七度三二分三七秒	二十九号
六九・〇八七メートルの地点	
標柱二十九号から二〇一度一二分二六秒	三十号
四二・四三三メートルの地点	
標柱三十号から一七四度五分二七秒	三十一号
六四・八五五メートルの地点	
標柱三十一号から一五五度二五分三二秒	三十二号
一四・一六二メートルの地点	
標柱三十二号から一七二度五四分四六秒	三十三号
五二・六〇一メートルの地点	
標柱三十三号から二〇八度四三分一三秒	三十四号
三一・六三一メートルの地点	
標柱三十四号から二二九度三五分二一秒	三十五号
一一四・五三六メートルの地点	

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浅貝川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国天丸木山地内三等三角点赤谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一六九度四九分〇秒	
一五一・七二八メートルの地点	一号
標柱一号から六度一九分八秒	
九一・三六五メートルの地点	二号
標柱二号から一五度一分五五秒	
三五六・六九二メートルの地点	三号
標柱三号から四八度二〇分五七秒	
一八〇・四四八メートルの地点	四号
標柱四号から七二度九分一二秒	
二一三・四五八メートルの地点	五号
標柱五号から一七四度三〇分二秒	
四八・二九〇メートルの地点	六号
標柱六号から一九三度五七分二秒	
二八七・九九六メートルの地点	七号
標柱七号から二二八度二七分三五秒	
七四・六〇三メートルの地点	八号
標柱八号から一九八度九分四二秒	
二三七・五三四メートルの地点	九号
標柱九号から二三三度三五分一〇秒	
一一一・四六三メートルの地点	十号
標柱十号から二七一度二一分二九秒	
六五・九〇七メートルの地点	十一号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浅貝川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国天丸木山地内三等三角点赤谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二年建設省告示第千八百十六号で指定した土地の区域を除く。）